

日医発第 27 号（地域）（健Ⅱ）
令和 5 年 4 月 4 日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長
釜 范 敏
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」の改正及び Q&A について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症への対応にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和 5 年 3 月 17 日）は、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」（令和 5 年 3 月 10 日）の基本的考え方や外来・入院医療体制、入院調整、各種公費支援等の見直し内容について、具体的に示すものであります。（令和 5 年 3 月 22 日付日医発第 2388 号にて貴会宛にご連絡済み）

今般、上記の事務連絡について、Q&A が追加される等の改正がなされましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、各都道府県行政等において本年 4 月 21 日までに作成する「移行計画」の検討・策定に当たっては、都道府県医師会等の地域の医療関係者等と協議を行うことが要請されていることから、重ねてのお願いになりますが、貴都道府県行政等との協議・連携につき、一層のご高配を賜りますようお願い申し上げます。